2026年　10月8日

苫小牧市
　市長　金澤　俊　様

子どもの「貧困」「教育格差」是正と教職員の「超勤・多忙化」解消を求め、ゆたかな教育の実現をめざす要請書

連合北海道胆振地域協議会　　会長　　日　西　和　広

北海道教職員組合胆振支部　支部長　　伊　藤　　智

【要請趣旨】

貴職におかれましては、日頃より、生活・福祉・教育の充実と発展のために、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

北海道は25年4月に「こども基本条例」を制定しました。「子どもの権利条約」の理念は法整備されたものの、学校や社会においては、その理念が十分に生かされておらず、子どものいのちや人権が軽視される事例が後を絶ちません。不登校やいじめ、暴力や自死など深刻な問題も増加傾向にあります。相対的貧困率は18.7%と子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、生きづらさを取り除くことが急務です。

国連子どもの権利委員会は、「過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化する」ようくり返し日本政府に勧告しています。私たちは、現行「学習指導要領」の内容および標準授業時数増加が、不登校などの増加と相関関係にあると考えており、いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」の解消は喫緊の課題だととらえています。また、画一的な学習スタイルに適応できない子どもが「特別支援学級」へ在籍替えするケースも増えており、分離・別学がすすんでいることについては、国連障害者権利委員会からも懸念が出されています。

「高等学校等就学支援金制度」により、26年度からは私立高校授業料も実質無償化となりました。道内においては私立高で定員オーバーとなるケースが見られる一方で、定員割れとなる公立高が増えました。地元から高校がなくなると遠距離通学を余儀なくされ、精神的にも経済的にも負担が増えることが予想されます。子どもたちのために地域の高校存続が必要です。

また、教職員の「働き方改革」は一向にすすまず、超過勤務の常態化が社会問題化したことで教員のなり手不足、欠員不補充の状態が続いています。北教組24年「9月勤務実態記録」では、中学校教員のおよそ3割、教職員全体の5人に1人が「過労死ライン」とされる月 80 時間以上の超過勤務をしていることが判明しました。賃金改善や加配だけでは、教職員の超勤・多忙化、なり手不足や欠員の解消にはつながらず、子どもたちの教育にも深刻な影響をおよぼします。

私たちはこうした現状を打開し、すべての子どもの人権が保障される、ゆたかな教育の実現をめざしています。そのためにも、文科省や道教委による成果・効率を追求する差別・選別の教育施策について検証・見直しをすすめ、「子どもの貧困」解消・「教育格差」是正、教育予算・教育条件整備の拡充、過酷な教職員の勤務実態の抜本的な解消をはかることを求めるなど、諸課題について十分に協議を行い、相互理解を深めて参りたいと考えています。

貴職には趣旨をご理解いただき、以下の事項の実現に向け努力されるとともに、関係各機関に対してはたらきかけるようお願い申し上げます。

【要請事項】

子どもの「貧困」や「教育格差」を是正し、教職員の超勤・多忙化解消など、ゆたかな教育の実現に向けて、以下の事項について、一層のご努力をいただくとともに、文科省や道教委などの関係各機関へはたらきかけを行うことを要請いたします。

1．子どもの「貧困」「教育格差」解消に向けた教育予算の拡充について

（1）義務教育費国庫負担制度の堅持・「２分の１復元」を求めること。

（2）給付型奨学金のさらなる充実をはかり就学保障を拡充すること。ならびに朝鮮学校に対する授業料無償化適用除外の撤回を求めること。

（3）しょうがいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するため、教材・図書整備費など教育条件整備に関する教育予算のさらなる拡充・確保に努めること。

2．すべての子どもを主人公としたゆたかな教育について

（1）各市町村において「子どもの権利条例（仮称）」を制定し、憲法・47年制定の「教育基本法」・「子どもの権利条約」の理念が息づく学校、子ども一人ひとりを大切にする民主教育の実現に努めること。

（2）「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」「公立高校配置計画」「特別支援学校配置計画」の撤回・再考を求めること。あわせて高校を含めた 30 人以下学級の早期実現、「石狩学区の１学区化」廃止など、公立高校の施設・設備の充実をはかること。また、私立高校授業料実質無償化がはじまっても、地元に公立高校がなくならないように機械的な統廃合をすすめないこと。

（3）しょうがい児をはじめ LGBTQ や外国につながる子どもたちなど、多様な子どもたちに対応した共生・共学のインクルーシブ教育を推進すること。

（4）「学習指導要領」の膨大な標準時数および内容を改め、「カリキュラム・オーバーロード」を解消すること。また、「学習指導要領」の弾力的な運用を認め、学校および教職員の裁量権を最大限尊重した子どもや地域の実態に応じた教育を推進すること。

（5）「全国学力調査」やそれにもとづく点数重視の「学力向上策」の中止を求め、序列化・競争を煽ることにつながる「結果公表」に反対するとともに、行き過ぎた事前・事後対策などを強要しないこと。

（6）ICT 機器の活用においては、高校での個人購入など地域・家庭間の「教育格差」が生じさせないようにすること。また、子どもの視力低下など健康被害に留意するとともに、活用を強要せず、教職員の主体性・裁量権を保障し、超勤・多忙化につながらないようにすること。

（7）子どもの人権を尊重し、「君が代」起立・斉唱・指導を強制しないこと。

（8）子どもの健康を守る観点、教職員の負担軽減の観点から、学校における「フッ素洗口」の中止および、洗口する・しないの子どもの選択権を守ること。

3．教職員の長時間労働の是正について

（1）「過労死レベル」にある教職員の長時間労働是正に向け、「給特法・条例」の廃止・抜本的見直し、教職員一人当たりの持ち時数減、抜本的定数改善などの対策を早急に講じること。

（2）教職員の超勤解消および北海道の子どもたちの学びの環境を整えるため、道独自の教職員定数増をはじめとする予算措置を行うこと。

（3）部活動の社会教育への移行をはかること。当面、部活動過熱化防止策をすべての学校で徹底すること。

4．子ども・保護者・地域の声を聞いた教育施策策定および、政治的中立性・継続性・安定性を確保した民主的な教育委員会を維持・実現すること。

以　上

【胆振管内各市町への要請事項】

胆振管内の子どもたちが安心・安全な中で、仲間・地域・教職員とともに、成就感や多様性への理解を育むゆたかな「学び」を深め、人格の完成がはかられるよう、以下の点について要請いたします。

1．子どもの「貧困」対策や「教育格差」を生じさせないために

（1）　就学援助制度の対象者や費目の拡充をお願いします。「PTA 会費」「生徒会費」「クラブ活動費」「アルバム代補助」の追加に加え、「オンライン学習通信費」も可能となったところです。また、新入学学用品費を、２月３月に支給するようになった自治体も増えてきています。検討を求めます。

（2）　文科省の GIGA スクール構想がすすみ、一人一台の端末が整備されたところです。家庭での活用に際しては、通信環境に差が生じないような手立てを、保護者負担ではない方法での対応策を求めます。

2．インクルーシブ教育の推進について

（1）　しょうがいのあるなしで「分離・別学」をすすめるのではなく、みんなが普通教室で共に学ぶことを基本とし、誰もが安心・安全に過ごせる学校施設や教育環境の充実を求めます。そのためにも、合理的配慮やユニバーサルデザインへの変更などに対応できる予算措置や予算拡充が必要です。

　また、合理的配慮としての教職員加配や介助員など必要不可欠な人的配置をすすめ、誰もが心から安心して学べる【共生･共学の推進】を求めます。

3．ジェンダー平等教育および環境整備の推進について

（1）　誰もが自分らしく学び生きられる地域社会の実現に向け、学校現場や地域におけるジェンダー平等と人権尊重のとりくみは極めて重要です。すべての子どもが多様な価値観を認め合い、自己肯定感を持って健やかに成長できる環境を整えることを求めます。

（2）　学校現場においては、依然としてジェンダー平等の基本理念に対する理解が十分に浸透しておらず、学校独自の慣例や環境整備の見直しに至っていないことは、大きな課題です。

　学校教育における慣行や各種制度をジェンダー平等の視点から再点検し、一人ひとりの選択が尊重される教育環境を整備する必要があります。

　科学的根拠と国際基準に基づき、性的指向・性自認（LGBTQ+）の実態や自他の権利尊重を盛り込んだ、包括的な人権・性教育の実践体制を構築することを求めます。

4．教職員の超勤多忙化解消にむけて

（1）　現在、全国で教職員の未配置の問題が深刻な状況となっています。ここ数年、胆振においても、そのような状況は例外ではありません。これは、教職員の過酷な労働環境に起因する人手不足が大きな原因の一つです。学校現場の崩壊は、すでに始まっているといっても過言ではありません。早急な労働環境の改善と未配置問題の解決について、国や道への強力なはたらきかけを進めるよう求めます。

（2）　現在、方法や機器等の違いはあるものの、各校で教職員の出退勤管理が行われるようになり、各自治体では時間外在校等時間の状況を公表しています。しかしながら、現場は多忙を極め、休憩時間も満足にとれずにいます。文科省は、勤務時間終了後の残業時間だけでなく、業務に携わった時間のすべてを記録・把握することとしています。精確な勤務実態記録は、超勤多忙化解消策や法整備をすすめるためにも、また、教職員の健康管理の上でも大切なデータとなっていきます。各市町立学校の出退勤管理が、勤務実態を精確に記録・把握できるよう、記録方法の改善、時短ハラスメントや虚偽報告をし

ないなど、現場への指導と周知を求めます。（持ち帰りの業務は時間外在校等時間ではないものの、実態がある場合に把握することとなっています）

（３）　持ち授業時数の削減や、教職員定数改善が遅々としてすすまない現状にあります。国が標準時数を大幅に削減することが、もち授業時数の削減に直結します。国への強力なはたらきかけを進めるよう求めます。

（４）　部活動は、給特法の規定によって、時間外勤務を命じることができない業務であるにもかかわらず、ほとんどの部活動が勤務時間外に行われています。そのため部活動は、中学校における時間外勤務の主因となっています。しかも、教職員が勤務時間外に部活動業務に従事しても、時間外勤務手当は支給されません。部活動の設置・運営は法令上の義務ではないので、部活動を学校から切り離すことで、違法とも言える実態を解消する必要があります。休日だけではなく、平日も含めて、早急に部活動を地域へ移行することを強く求めます。

（５）　長期休業中の在宅勤務について、現場からは「通勤の負担が軽減されることで大変助かっている。」という声が寄せられています。在宅勤務は、道教委も「在宅勤務などの多様で柔軟な働き方は通勤の負担軽減やワークライフバランスの向上のみならず、働き方改革の推進にも有益であるものである」としています。

しかし、自治体によっては、「PC によるテレワークのみが在宅勤務である」かのような運用が行われています。また、現場教職員からは、手続きが煩雑であることから、利用したくても躊躇してしまうという声も聞かれます。

道教委も「業務の性質上、在宅勤務の実施が明らかに不可能な業務を除いて、すべての校務が在宅勤務の対象となる」としていることから、自治体においても、働き方改革に資する制度であるという趣旨を踏まえ、教職員が活用しやすくなるよう運用することを強く求めます。

（６）　学校現場では、学年末休業・学年始休業の期間が１年の中で最も忙しく、業務負担が大きくなります。暦の関係で、４月に入ってから始業式までの準備期間が短くなってしまう年もあり、年度初めが多忙を極める一因となっています。とりわけ、異動で赴任した教職員や新採用の教職員にとっては、この期間の短さは大変な負担となっています。

道内（胆振管内を含む）では、「学年始休業日　４月１日から 10 日以内」と学校管理規則を改定した自治体もあります。余時数を多くとりすぎないようにすることが求められている中、このような改定は、それぞれの学校で年間計画を考慮しながら弾力的に準備期間を設定することが可能となります。これは、教職員の超勤・多忙化の状況を改善するために大きな効果をもたらすことにつながります。

学校管理規則を見直し、最も多忙な年度初めの期間に、教職員がゆとりをもって準備を行えるようにすることを求めます。

以　上